公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月19日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成30年１月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　トヨタホーム名古屋株式会社　綿村　國男　名古屋市名東区上社一丁目1307番地　国土交通大臣許可（特―25）第23030号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年12月４日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月19日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成30年１月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社伍神工業　神之浦政彦　名古屋市守山区天子田二丁目1706番地　国土交通大臣許可（般―28）第25582号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年12月22日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年９月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アイエンジ　成房　繁則　大阪府大阪市東成区深江北２―１―３　国土交通大臣許可（般―29）第22321号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年９月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年11月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大銑産業株式会社　福田　昌隆　大阪府大阪市中央区今橋２―１―10　国土交通大臣許可（般特―27）第5880号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年11月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年11月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　泉鋼管工事株式会社　泉　　實　大阪府泉佐野市下瓦屋３―1054―３　国土交通大臣許可（般特―27）第5907号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年11月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年11月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　オリエントハウス株式会社　川畑　廣登　京都府京都市中京区西ノ京東中合町42　国土交通大臣許可（般特―27）第11839号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年11月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年12月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大末サービス株式会社　西川　雅友　大阪府大阪市中央区久太郎町２―５―28　国土交通大臣許可（特―24）第24476号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年12月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年12月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　タキロンエンジニアリング株式会社　立石　　馨　大阪府大阪市北区梅田３―１―３　国土交通大臣許可（特―27）第21232号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）